

## 地域金融の円滑化に関する法律案要綱

### 1．目的

この法律は、地域における金融（以下「地域金融」という。）の円滑化に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び金融機関の責務を明らかにするとともに、地域金融の円滑化に対する金融機関の寄与の程度に係る評価に資する情報の公表の制度を設けること等を通じて、その推進を図ることにより、金融機関の地域金融に係る業務の適切な運営及び地域経済の活性化を期し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することを目的とすること。

（第1条関係）

### 2．定義

この法律において「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに信用事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（この法律の施行地外に本店を有する者その他地域金融に係る業務を行わない者として政令で定める者を除く。）をいうこと。

（第2条関係）

### 3．基本理念

- (1) 地域金融については、地域において住民、事業者等の金融上の要望にきめ細かに対応し、地域経済の活性化に貢献する等重要な機能を果たすべきものであることにかんがみ、利用者の利便の増進が図られ、地域において社会的に要請されている分野に必要な資金が十分に供給される等その円滑化が図られなければならないこと。
- (2) 地域金融の円滑化を図るに当たっては、中小企業が地域経済の活性化において果たす役割の重要性にかんがみ、それに対し適切かつ効果的に資金が供給されるよう特に配慮されなければならないこと。
- (3) 地域金融の円滑化を図るためには利用者が個々の金融機関の業務に係る特性及び実態を簡易に知ることができる環境の整備が重要であることにかんがみ、金融機関に関する情報の開示が図られなければならないこと。

（第3条関係）

### 4．国の責務

国は、基本理念にのっとり、地域金融の円滑化に関し必要な施策を策定し、及

び実施する責務を有すること。

(第4条関係)

## 5. 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域金融の円滑化に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(第5条関係)

## 6. 金融機関の責務

(1) 金融機関は、金融業務の公共性にかんがみ、基本理念にのっとり、利用者の利便の増進を図り、地域において社会的に要請されている分野に必要な資金を十分に供給する等地域金融の円滑化に主体的かつ積極的に寄与する責務を有すること。

(2) 金融機関は、地域の中小企業者の事業活動に対する信用の供与に当たっては、基本理念にのっとり、均等な機会を確保するようにすること、経営資源及び事業の成長発展の可能性を適正に評価すること、取引条件を明確にし、適切かつ十分な説明を行う等取引の公正を確保すること、苦情の適切な処理を行うこと等その利便の確保及び業務の適正な実施に特に留意しなければならないこと。

(3) (1)及び(2)のほか、金融機関は、基本理念にのっとり、その業務を行うに際し、国又は地方公共団体を実施する地域金融の円滑化に関する施策に協力する責務を有すること。

(第6条関係)

## 7. 年次報告等

(1) 政府は、毎年、国会に、地域金融の円滑化の状況及び政府が地域金融の円滑化に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないこと。

(2) 政府は、毎年、(1)の報告に係る地域金融の円滑化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならないこと。

(第7条関係)

## 8. 調査及び公表

(1) 行政庁は、個々の金融機関について、9.により提出される報告書に基づき、地域金融に係る業務の運営に関し、次に掲げる事項の調査を行い、その結果に基づき、毎年一回、地域金融の円滑化に対する寄与の程度に係る評価に資する情報を公表するものとする。

地域の住民及び事業者に対する信用の供与の状況に関する事項

地域の産業の振興等地域の振興に貢献する業務の状況に関する事項  
営業所又は事務所その他の施設の設置の状況、利用者の金融上の要望の把握の取組に関する状況その他利用者の利便の増進を図るための業務の状況に関する事項

その他地域金融の円滑化に対する寄与の程度に係る評価がなされるに当たり参考となるべき事項

- (2) (1) から までの事項の細目、公表事項、公表方法その他(1)の調査及び公表に関し必要な事項は、政令で定めること。
- (3) 内閣総理大臣は、(2)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、金融審議会の意見を聴かなければならないこと。

(第8条関係)

## 9. 報告書の提出

金融機関は、各営業年度又は事業年度ごとに、政令で定めるところにより、8.(1) から までの事項その他の地域金融に係る業務の運営に関する事項で政令で定めるものを記載した報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないこと。

(第9条関係)

## 10. 利用者による適切な評価に資するための措置

行政庁は、地域金融の円滑化に対する金融機関の寄与の程度が利用者により適切に評価されることに資するため、専門的な知識経験に基づき当該寄与の程度に係る評価を行い、その情報を公表する民間団体等に対し、情報の提供を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(第10条関係)

## 11. 金融機関の合併等に対する利用者の意見の反映

金融機関の合併、分割、営業の譲渡又は譲受け、解散その他の金融機関の組織又は営業若しくは事業の範囲の変更が地域における資金の円滑な需給、利用者の利便等に支障を生ずることがあることにかんがみ、これらの行為のうち行政庁の認可を要するものについては、当該行政庁は、その認可に係る審査に際し、必要に応じ、公聴会の開催その他の適切な方法により、これらの行為がそれらに及ぼす影響に関し利用者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(第11条関係)

## 12. 苦情処理体制の整備等

- (1) 金融機関は、地域金融に係る業務の適切な運営を確保するよう、利用者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

の整備等を図るものとする。

- (2) 国及び地方公共団体は、金融機関における地域金融に係る業務の適切な運営の確保に資するため、金融機関と利用者との間の取引に関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。  
(第12条関係)

### 13. 主管行政庁等

この法律における行政庁は、金融機関の区分に応じ、内閣総理大臣、厚生労働大臣若しくは農林水産大臣又は都道府県知事であることを定めるほか、主管行政庁等に係る所要の規定を設けること。  
(第13条関係)

### 14. 罰則

9. の報告書の不提出等に関し、所要の罰則規定を設けること。  
(第15条関係)

### 15. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
(附則第1条関係)

### 16. 報告書の提出に関する経過措置

- (1) 9. は、金融機関のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する各営業年度又は事業年度に係る報告書について適用すること。  
(2) 施行日の属する営業年度又は事業年度においては、施行日からその日の属する営業年度又は事業年度の終了の日までの期間について、9. の報告書を作成し、行政庁に提出するものとする。  
(附則第2条関係)

### 17. その他

その他所要の規定を設けること。